

○箱根町議会傍聴規則

昭和 62 年 10 月 1 日  
議会規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、[地方自治法\(昭和 22 年法律第 67 号\)第 130 条第 3 項](#)の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第 2 条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第 2 条の 2 一般傍聴席の定員は、27 名とする。

(傍聴の手續)

第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴章の交付及び返還)

第 4 条 傍聴章は、会議開催日ごとに交付する。

2 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(議場への入場禁止)

第 5 条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第 6 条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒、つえその他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者
- (3) 鉢巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機(携帯電話及びポケットベルを除く。)、マイク、録音機、写真機、ビデオカメラの類を携帯している者。ただし、[第 8 条](#)の規定により、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 異様な服装をしている者
- (8) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第 7 条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対し拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

- (3) 鉢巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
  - (4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。
  - (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
  - (6) みだりに席を離れないこと。
  - (7) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
  - (8) 携帯電話及びポケットベルについては、使用できないよう電源を切ること。
  - (9) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は、秘密会を開く議決のあったとき、又は傍聴を禁止されたときは直ちに退場しなければならない。

附 則

- 1 [この規則](#)は、公布の日から施行する。
- 2 箱根町議会傍聴人取締規則(昭和31年議会規則第2号)は、廃止する。

附 則(平成15年6月3日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。